

経営事項審査の改正及びそれに伴う再審査について

1. 概要

経営事項審査の「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「防災協定締結の有無」と「建設機械の保有状況」について、加点方法が変わりますので、お知らせします。

この改正は、平成30年4月1日以降の申請分に関して、適用されます。

2. 「防災協定締結の有無」について

防災協定を締結していることによる加点点数が以下のように変わります。

変更前		変更後	
素点	15	素点	20
総合評定値（P）への加点	21.375	総合評定値（P）への加点	28.5

3. 「建設機械の保有状況」について

建設機械を保有していることによる加点点数が以下のように変わります。

また、従来は加点对象ではなかった「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に基づく表示番号指定申請書等において主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、表示番号の指定を受けている営業用の大型ダンプ車（以下、「営業用の大型ダンプ車」という）も加点对象となります。

変更前															
台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
素点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
総合評定値（P）への加点	1.425	2.85	4.275	5.7	7.125	8.55	9.975	11.4	12.825	14.25	15.675	17.1	18.525	19.95	21.375

変更後															
台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
素点	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15				
総合評定値（P）への加点	7.125	8.55	9.975	11.4	12.825	14.25	15.675	17.1	17.1	18.525	18.525	19.95	19.95	21.375	21.375

4. 【参考】その他の審査項目（社会性等）の評点について

その他の審査項目（社会性等）の評点の下限（0点）が撤廃されました。

平成30年4月1日以降に申請する場合、社会保険等に未加入（適用除外を除く）であれば、その他の審査項目（社会性等）の評点がマイナスになることがあります。

5. 再審査申請について

今回の経営事項審査の項目基準の改正により、以下の対象者は、建設業法施行規則第20条第2項に基づき、経営事項審査の再審査を申し立てることができます。

A. 対象者

再審査申請日において有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を有する奈良県知事許可業者のうち、本改正に伴い、総合評定値（P点）の変化が見込まれる者

B. 申請先

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県建設業・契約管理課（分庁舎6階）
TEL：0742-27-5429

C. 申請手数料

無料

D. 申請期間

平成30年4月2日（月）から7月30日（月）
（郵送の場合、必着）

E. 申請方法

持参（予約不要）若しくは郵送

※郵送の場合は、封筒の余白に「経営事項審査再審査申立書在中」と朱書きしてください。

F. 必要書類等【①～③は申請書類、④～⑥は添付書類】

- ① 経営規模等評価申請書審査調書【再審査】
- ② 経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の11）
- ③ その他の審査項目（社会性等）（様式第25号の11、別紙3）
- ④ 再審査の対象となる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）
- ⑤ 営業用の大型ダンプ車に関する確認書類
（詳細については、決まり次第、当課ホームページにてお知らせします）
⇒以下の2種類の書類で確認します（平成30年3月8日追記）

★審査基準日時点で有効な自動車検査証（車検証）

（ただし、備考欄の表示番号の後に（建）と追記もしくは記載されているものに限りです）

「（建）の追記及び新規記載」については、運輸支局にお問い合わせください。

★所有・リースが確認できる書類

例：車検証（経営事項審査の申請者名が所有者欄に書かれているもの）、
売買契約書、販売証明書、リース契約書等

- ⑥ 建設機械の保有一覧表（建設機械様式1。⑤が必要な場合に限りです）
- ⑦ 「レターパック」あるいは「切手を貼付した返信用封筒」（郵送で申請する場合に限りです）

G. 必要部数

2部（正1部、控え1部）

6. その他注意事項

- 今回の改正に伴う総合評定値（P点）の変化が見込まれない場合、再審査申請はできません。
- 変化が見込まれる場合であっても、再審査申請を行わないことも可能です。この場合、従前の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となります。
- 再審査に際して、今回の改正と関係がない項目を変更することはできません。
- 「防災協定締結の有無」について、再び証明書等を取得したり、添付したりする必要はありません。写しを添付する必要もありません。
- 「建設機械の保有状況」について、追加で記載する営業用の大型ダンプ車を除き、所有が確認できる書類や特定自主検査記録表等を再び添付する必要はありません。